

## 「介護サービス情報の公表」制度について

介護サービスを提供する事業者は、その提供する介護サービス情報を都道府県に報告する義務があります（介護保険法第115条の35）。

**報告はほぼ全ての介護サービス(介護予防含む)が対象※)です**

※介護保険法施行規則第140条の43に定めるサービス及び介護療養型医療施設が対象  
(居宅療養管理指導・介護予防支援は対象外)

**報告内容は、次の2種類です。**

「基本情報」⇒ 事業所名称、所在地、連絡先、サービス従業者の数、施設・設備の状況や利用料金などの事実情報です。

「運営情報」⇒ 利用者本位のサービス提供の仕組み、従業者の教育・研修の状況など、介護サービス事業所のサービス内容、運営内容等に関する情報です。

新規開設した初年度 ⇒ 「**基本情報**」のみを報告します。

新規指定の翌年度以降に前年度の介護報酬支払額の総額が初めて100万円を超えた場合  
⇒ 「基本情報」に加えて「**運営情報**」を報告します。

※ その他、千葉県では公表済情報の訂正漏れを防ぐため、毎年度策定する計画（別紙1）により、定期的に公表済情報の更新に係る報告を義務付けています。



報告が必要な事業者に対しては「千葉県介護サービス情報公表センター」から、報告依頼の通知が送付されます。通知が届きましたら忘れずに報告をお願いします。

なお、報告はインターネット（介護サービス情報公表システム）上でお願いします。

また、公表済情報に変更が生じた場合は、随時、訂正処理（別紙2）をお願いします。

### 【問い合わせ等】

千葉県介護サービス情報公表センター

〒260-8508 千葉市中央区千葉港 4-3（千葉県社会福祉センター内）

TEL：043（245）2344／FAX：043（244）5201

E-mail：kohyocenter@chibakenshakyo.com

◎月曜から金曜（祝日及び年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

■システムURL：<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

（厚生労働省 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」）

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/12/>

（厚生労働省「介護サービス情報報告システム（事業所向け）」）

※千葉県の介護事業所検索画面右下「事業所の方はこちら」からログインできます。

## 「令和 4 年度千葉県介護サービス情報公表計画（※）」より抜粋

## 介護サービス情報更新計画

介護サービス情報の公表にあたり、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間で県内事業所の情報を更新することとし、年度ごとに下記の地域区分に基づき実施することとする。

## 記

地域区分	更新予定年度
船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、市原市	平成 30 年度
市川市、浦安市、松戸市	平成 31 年度
野田市、柏市、流山市、我孫子市、佐倉市、印西市、白井市	令和 2 年度
成田市、四街道市、八街市、富里市、香取市、銚子市、旭市、 匝瑳市、東金市、山武市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町	令和 3 年度
茂原市、勝浦市、いすみ市、館山市、鴨川市、南房総市、 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、 長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町	令和 4 年度

なお、新規指定を受けた事業所については、当初指定年度及びその翌年度は、上記によらず必ず情報の公表及び更新を行うものとする。

## ※ 令和 4 年度千葉県介護サービス情報公表計画

介護保険法施行令第 37 条の 2 の 3 第 1 項外の規定により都道府県が定める介護サービス情報公表事務に関する計画。計画全文は千葉県ホームページに掲載しています。

## ■千葉県ホームページアドレス

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shien/johokohyo/documents/r4kouhyoukeikaku.pdf>

## 公表中の介護サービス情報の訂正方法について

公表中の情報を訂正したい場合（変更等があった場合）には下記の作業を行ってください。

**その1** 介護サービス情報公表システムにログインし、情報を訂正します。

※システム内「手順3 事業所の特色」に介護職員等特定処遇改善加算にかかわる見える化要件入力項目がありますので、該当事業所は、ご登録ください。

この作業だけでは訂正した情報で公表されません。

**その2** 訂正した情報を印刷し、印刷したページの訂正箇所にマーカー等で着色又は印をつけます。複数のサービスを訂正した場合は、サービスごとに印刷します。

印刷の方法については以下の通りです。

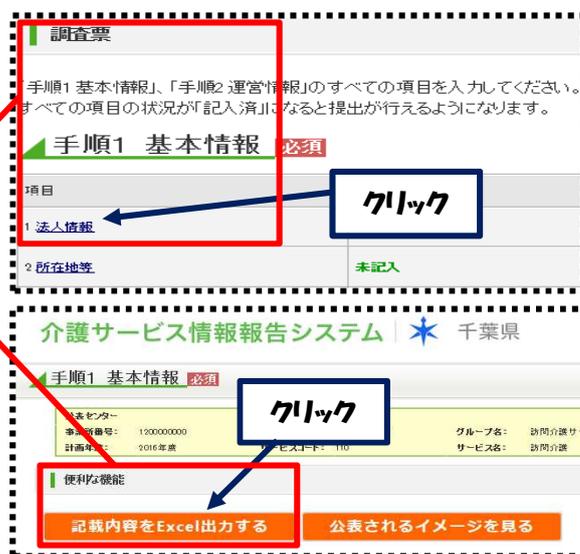
例) 基本情報の法人情報を印刷する場合

### 印刷方法

①印刷したい調査票の項目をクリックします。

②便利な機能の「記載内容を Excel 出力する」をクリックし、ダウンロードした Excel データ内の該当するページを印刷します。

または、報告システム調査票ページ内のブラウザメニュー「ファイル」をクリックし、Web ページの画面を印刷します。



**その3** 「介護サービス情報訂正依頼書（様式第1号）」を記入します。

**その4** 上記「**その2**」と「**その3**」の書類を情報公表センター宛に郵送・メール・FAX いずれかの方法でご提出下さい。

**注意!** 「介護サービス情報訂正依頼書」のご提出までが公表中情報修正のための作業です。公表処理に必要な書類ですので、必ずご提出くださいませ。

**その5** 及び **その6** は公表センターの作業になります。

**その6** までの作業完了により、訂正した内容が**公表**となります。

**その5** ご提出いただいた書類が情報公表センターに届き次第、ご入力内容と相違がないか確認します。

**その6** 訂正した内容で公表します。

**公表!**

以上

◎ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せくださいませ。

千葉県介護サービス情報公表センター

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3 (千葉県社会福祉センター内)

TEL : 043-245-2344 FAX : 043-244-5201

E-mail : [kohyocenter@chibakenshakyo.com](mailto:kohyocenter@chibakenshakyo.com)

様式第1号

## 介護サービス情報訂正依頼書

年 月 日

千葉県知事 様

依頼者 事業所名  
代表者・職氏名  
電話番号  
連絡先担当者名

介護保険法第115条の3第1項の規定により報告をした介護サービス情報について、下記のとおり訂正するよう依頼します。

記

- 1 事業所番号
- 2 事業所所在地
- 3 介護サービスの種類
- 4 訂正理由  
 代表者の変更  
 利用料の変更  
 その他 ( )
- 5 訂正箇所 (訂正箇所を別紙で添付してください。)

■本様式は、以下からダウンロードできます。

○千葉県社会福祉協議会ホームページ ～介護サービス情報の公表について～

[http://www.chibakenshakyō.com/0202kaigoservice\\_kouhyo.php](http://www.chibakenshakyō.com/0202kaigoservice_kouhyo.php)

➔「介護サービス情報 提出様式 (3種 | WORD)」のリンクからダウンロード

○千葉県ホームページ ～介護サービス情報の公表について～

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shien/johokohyo/top-page.html>

➔「公表対象となる事業者さまへ」の項目のうち、

「公表内容に変更がありました。どうすればいい？」の下部に、

様式をダウンロードできるリンクがあります。